

支給額を減額しない特例を実施します

～新型コロナウイルス感染症の影響により実労働時間が減少した場合～

特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コースを除く）の対象労働者の実労働時間が一定基準を下回ると、支給額が減額されることとなっていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、「天災等やむを得ない理由がある場合」として、減額を行わない特例を実施します（※令和2年1月24日以降に実労働時間が減少した場合を対象）。

◎特例に該当する場合、1支給対象期（6か月）につき、下表の金額が支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額

コース名	特定就職困難者コース 被災者雇用開発コース 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 就職氷河期世代安定雇用実現コース 生活保護受給者等雇用開発コース	生涯現役コース	特定就職困難者コース (重度障害者等)
支給額 [短時間労働者以外]	30(25)万円	35(30)万円	40(33※)万円 ※第3期は34万円
支給額 [短時間労働者]	20(15)万円	25(20)万円	20(15)万円

ご注意ください！

- 新型コロナウイルス感染症以外の影響で実労働時間が減少している場合は、本特例の対象になりません。
- 同一の対象労働者について支給対象期及び助成対象となる賃金が重複している場合、雇用調整助成金など他の助成金との併給はできません。

① 既に特定求職者雇用開発助成金が減額支給されている場合

→ 労働局にて差額分をお支払いします。

※ 労働局より休業等の理由についてお伺いする場合がございます。

② 特開金が減額されることを見越して他の助成金（※）を受給したが、本特例の実施により、既に受けている他の助成金から特定求職者雇用開発助成金に変更を希望する場合

→ **令和3年1月4日～3月31日まで**の間に、特定求職者雇用開発助成金を申請してください。その際、支給済の助成金を回収することについての同意書、実労働時間の減少が新型コロナウイルス感染症の影響であることについての疎明書を添付してください（裏面に疎明書の例を掲載しています）。

③ これから助成金を申請する場合

→ 本特例を踏まえ、希望される助成金を申請ください。

▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

※お電話による個別の事業所の支給額についてのご案内はできませんので何卒ご了承ください。

疎明書様式例

疎明書

令和2年3月21日～令和2年5月15日 [期間] に、

対象労働者 安定 花子 [対象労働者名] の実労働時間の減少がありました。

この実労働時間の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響により、

感染症予防の観点から店（飲食店）の営業を休止していた

[原因] ためであることを疎明します。

（なお、実労働時間の減少を回避するため、本来従事している接客業ではなく、別

の業務に従事させること [代替案等]を検討する等、最大限尽くしたにも関わらず、

実労働時間を減少せざるを得なかったことを申し添えます。）

住所 東京都〇〇区〇〇123-456

事業主 名称 株式会社 ハロー商事

氏名 厚生 太郎 印

令和 3 年 1 月 15 日

※虚偽の疎明であると労働局（安定所）が判断した場合には、支給を受けることが出来ないこと、また、既に支給決定を受けていた場合には、支給を受けた金額をすみやかに返還することに同意します。